

障害福祉サービス等の体系 1

資料 1-2

訪問系

居宅介護(ホームヘルプ) 者 児

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

重度訪問介護 者

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う

同行援護 者 児

視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う

行動援護 者 児

自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う

重度障害者等包括支援 者 児

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う

日中活動系

短期入所(ショートステイ) 者 児

自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

療養介護 者

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う

生活介護 者

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する

施設系

施設入所支援 者

施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

居住支援系

自立生活援助 者

一人暮らしに必要な理解力・生活力を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う

共同生活援助(グループホーム) 者

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う

訓練系・就労系

自立訓練(機能訓練) 者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う

自立訓練(生活訓練) 者

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う

就労移行支援 者

一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援(A型=雇用型) 者

一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労継続支援(B型) 者

一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う

就労定着支援 者

一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う

介護給付

訓練等給付

(注) 1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

障害福祉サービス等の体系2

障害児通所系

児童発達支援 児

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う。

医療型児童発達支援 児

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

放課後等デイサービス 児

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う

保育所等訪問支援 児

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

居宅訪問型児童発達支援 児

重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う

障害児入所系

福祉型障害児入所施設 児

施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う。

医療型障害児入所施設 児

施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う。

相談支援系

計画相談支援 者 児

【サービス利用支援】
 ・サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成
 ・支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成
 【継続利用支援】
 ・サービス等の利用状況等の検証(モニタリング)
 ・事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨

障害児相談支援 児

【障害児利用援助】
 ・障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成
 ・給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成
 【継続障害児支援利用援助】

地域移行支援 者

住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う。

地域定着支援 者

常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡帳など、緊急時の各種支援を行う。

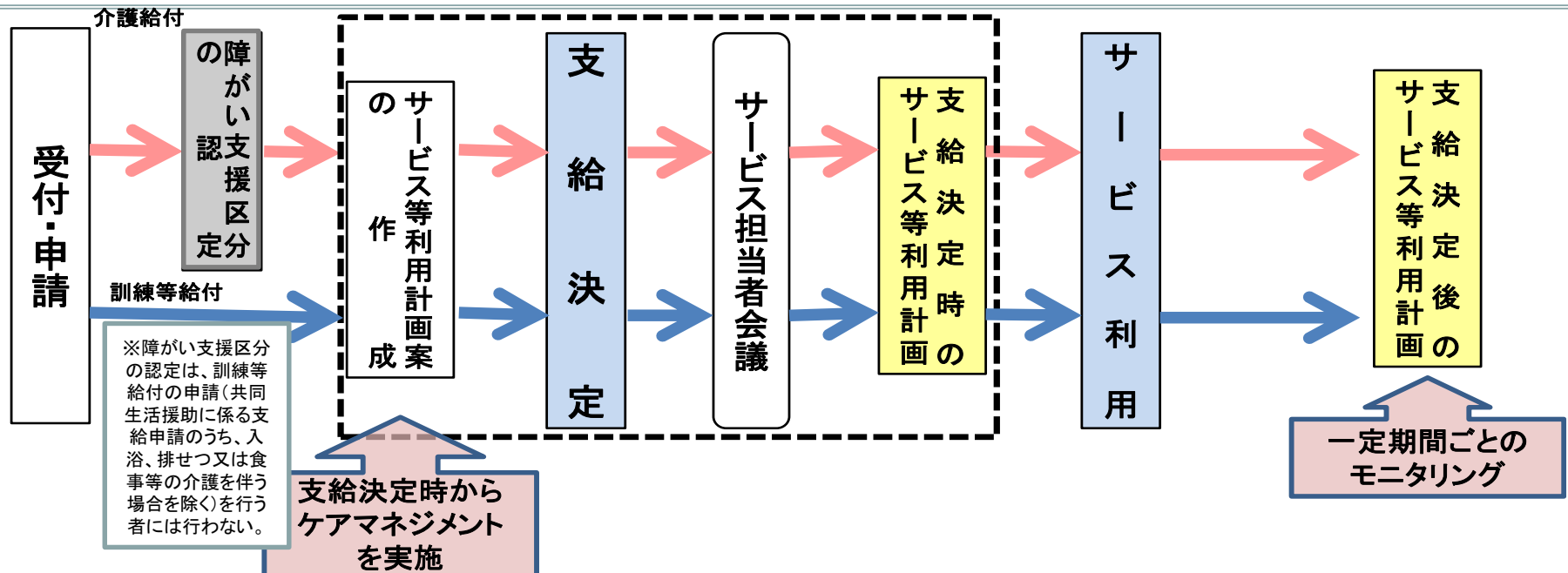
その他の給付

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。

障害者総合支援法の支給決定プロセス

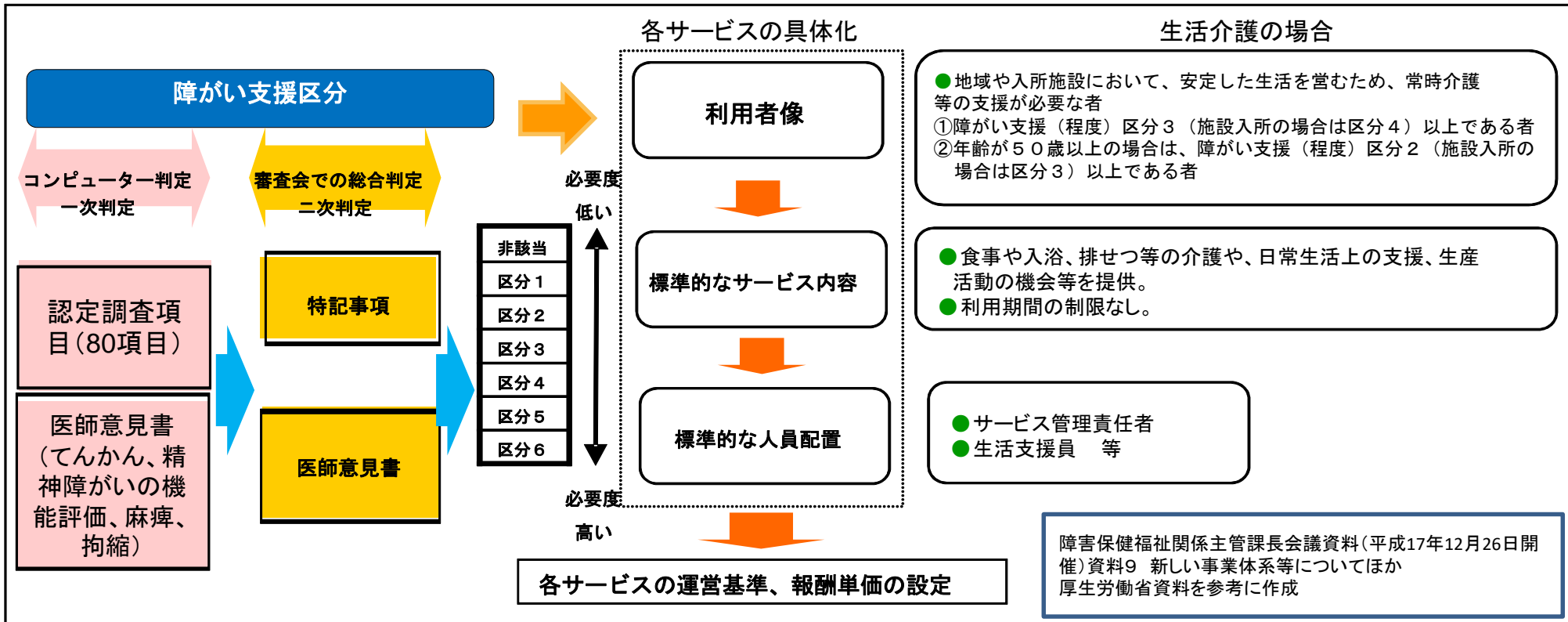
◇サービス利用までの流れ

- 1 サービス利用希望者は、市町村の窓口で申請を行い、障がい支援区分認定を受ける(訓練等給付の申請(共同生活援助に係る支給申請のうち、入浴、排せつ又は食事等の介護を伴う場合を除く)については障がい支援区分は不要)。
 - 2 市町村は、申請者に対して指定特定相談支援事業者(相談支援専門員)が作成するサービス等利用計画案の提出を求める。
 - 3 申請者は、サービス等利用計画案の作成を指定特定相談支援事業者に依頼し、市町村に提出。
 - 4 市町村は、提出された計画案や勘案事項を踏まえ、支給決定を行う。
 - 5 指定特定相談支援事業者は、支給決定後、サービス担当者会議を開催し、サービス提供事業者と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成。
 - 6 サービス提供事業者は、支給決定障がい者に対して、サービス提供を行う。
- ※ サービス提供事業者は、サービス等利用計画をもとに、個別支援計画(サービス管理責任者)、居宅介護計画等(サービス提供責任者)を作成。



障がい支援区分について

- 「障がい支援区分」とは、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示すもの。
 - 障がい支援区分は、2つのプロセス(一次判定及び二次判定)を経て判定される。
 - 一次判定 認定調査項目80項目、医師意見書(てんかん、精神障がいの機能評価・麻痺・拘縮)
 - 二次判定 特記事項、医師意見書(一次判定で評価した項目を除く)
 - 障がい支援区分は、支給決定という行政処分の過程で認定するものだが、市町村が支給決定を行うための勘案事項の1つとして利用するものとして重要な意義あり。
- ※ 当該区分によって利用サービスが制約され、各サービスの運営基準、報酬単価の設定、市町村に対する国庫負担基準額算出にも関連。



障がい福祉サービス等の利用者負担のしくみ

グループホーム

入所施設
(20歳以上)

入所施設
(20歳未満)

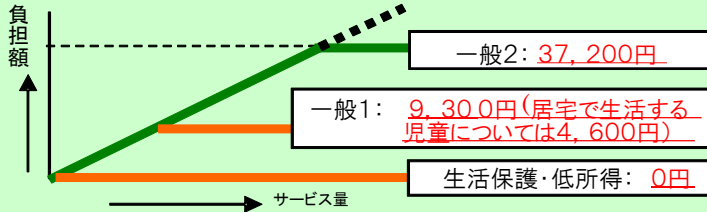
通所サービス

ホームヘルプ

医療型入所施設

利用者負担

1 負担上限月額設定 (応能負担が原則; 1割相当額が負担上限月額よりも低い場合は、利用者負担は低い方の額)



- 一般2・市町村民税課税世帯(一般1に該当する方を除く)
- 一般1・市町村民税課税世帯(所得割16万円未満(児童及び20歳未満の施設入所者にあつては28万未満))
- 低所得・市町村民税非課税世帯(世帯3人世帯であれば、障がい基礎年金1級を含めて概ね300万円以下の年収の方)

☆所得を判断する「世帯」の範囲について、障がい者については、原則は本人と配偶者の収入で判断します。

3 高額障がい福祉サービス等給付費 (世帯における利用者負担を負担上限月額まで軽減を図る)

- 障がい者の場合、障がい者と配偶者の世帯で、障がい福祉サービスの負担額(介護保険・補装具も併せて使用している場合は、これらの負担額も含む。)の合算額が基準額を超える場合は、高額障がい福祉サービス等給付費が支給されます。
- 障がい児が障がい福祉サービスと児童福祉法のサービスを併せて利用している場合は、利用者負担額の合算が、それぞれのいずれかの高い額を超えた部分について、高額障がい福祉サービス等給付費等が支給されます。

2 医療型個別減免

- 医療型障がい児入所施設に入所する場合や療養介護を利用する場合は、福祉サービス費の利用者負担、医療費、食事療養費を合算して利用者負担等の上限額が設定されます。

食費等

→通所サービスを利用した場合には、6の軽減措置が受けられます。

4 補足給付

- 少なくとも2.5万円が手元に残るよう、食費・水光熱費負担を減免します(低所得)。

5 補足給付

- 地域で子どもを養育する世帯と同様の負担となるよう補足給付が行われます。

6 食費の person 費支給による軽減経過措置(所得要件あり)

8 生活保護への移行防止(負担上限額を下げる)

- こうした負担軽減策を講じても、利用者負担等を負担することにより、生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならない額まで利用者負担や食事等の実費負担額を引き下げます。

家賃

7 補足給付

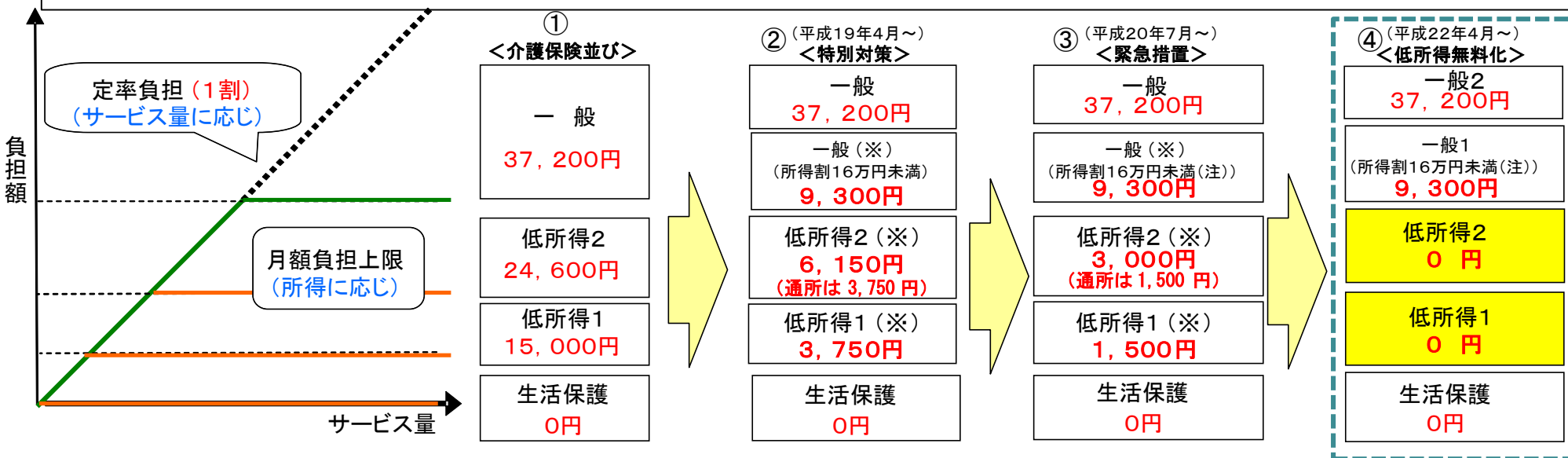
- 1万円を上限に家賃負担が軽減されます。(H23.10~)

障がい福祉サービスを中心に説明しています

利用者負担の軽減措置について

(居宅・通所サービスの場合【障害者・障害児】)

- ① 定率負担が過大なものとならないよう、所得に応じて1月当たりの負担限度額を設定(介護保険並び)
- ② 平成19年4月からの「特別対策」による負担軽減(①の限度額を軽減。平成20年度まで。)
- ③ 平成20年7月からの緊急措置(対象世帯の拡大とともに②の限度額を更に軽減。)
- ④ 平成22年4月から、低所得(市町村民税非課税)の利用者負担を無料化
- ⑤ 平成24年4月から法律上も応能負担となることが明確化(平成22年12月の議員立法による障害者自立支援法等の一部改正法により措置)



※ 資産要件あり(所有する現金及び預貯金等が1,000万円(単身の場合は500万円)以下等)。平成21年7月以降資産要件は撤廃。

(注)障害児の場合は、一般世帯の所得割28万円未満は、4,600円

- (1) 一般:市町村民税課税世帯
- (2) 低所得2:市町村民税非課税世帯((3)を除く)
- (3) 低所得1:市町村民税非課税世帯であって、利用者本人(障害児の場合はその保護者)の年収が80万円以下の方
- (4) 生活保護:生活保護世帯

・緊急措置により平成20年7月から障害者の負担限度額については、世帯全体ではなく「本人及び配偶者」のみの所得で判断